

県庁で作品展を開いてみませんか？

～令和8年度下半期(令和8年10月～令和9年3月)～ 県庁ギャラリー展示作品大募集！

県庁ギャラリーは、県民の皆さんが創作した絵画、写真等を展示していただくことで、日頃の文化活動の成果を発表し、身近に文化に触れていただく場です。

県では、県庁ギャラリーで作品展の開催（令和8年10月～令和9年3月）を希望される皆様の応募をお待ちしています。 ※展示料は無料ですが、作品の搬出入や展示作業に係る経費は展示者負担となります。

- ◆展示作品例 絵画、写真、版画、ポスターなどの平面作品で、新潟県内に住所がある団体または個人が制作したもの。おおむね10～30点程度
- ◆展示期間 おおむね2週間から1か月の間
- ◆展示場所

県庁2階西回廊ギャラリー

県庁2階食堂脇の通路の壁面を利用しています。大きな会議などが開かれる講堂への通路となっているので、多くの方に鑑賞していただけます。平日のみ鑑賞可能です。

広さとしては、20号の作品でおおむね12～18点程度展示できます。1作品の大きさとしては、最大100号程度まで可能です。



2階西回廊ギャラリーの様子



県庁18階展望ギャラリー

県庁最上階の18階通路を利用しています。最上階からの眺めを楽しみに憩いに来られる方や県外からのお客様など大勢の方に鑑賞していただけます。休日も鑑賞可能です。

広さとしては、20号の作品でおおむね30点程度展示できます。1作品の大きさとしては、最大80号程度まで可能です。

18階展望ギャラリーの様子

- ◆応募締切 令和8年8月14日(金)

◆応募方法

「県庁ギャラリー展示申込書」「展示予定 作品一覧表」にご記入の上、下記までお送りください。応募用紙は、県庁ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)の「組織別」→「観光文化スポーツ部 文化課」→「県庁ギャラリー」の「展示作品募集」のコーナーからも入手できます。

申し込み、お問い合わせは

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県文化課

TEL 025-280-5138 (土・日・祝日を除く)

e-mail ngt150030@pref.niigata.lg.jp

県庁ギャラリー作品展実施要項

1 趣旨

この要項は、県庁ギャラリーで開催する作品展について必要な事項を定めます。

2 県庁ギャラリーについて

県は、県民の皆さんの日頃の文化活動の成果を発表する場として、また、県民の皆さんが身近に文化に触れる場として県庁ギャラリーで作品展を実施します。県庁ギャラリーは、2階西回廊ギャラリーと18階展望ギャラリーの2か所あり、いずれも絵画、書道等の平面作品を展示することができます。展示会場の都合上、壁面に吊り下げて展示できない作品は展示できません。

(1) 2階西回廊ギャラリー

- 西回廊2階旧食堂脇壁面
ピクチャーレール：2m×7か所、
壁面全面：長さ47.4m×高さ2.6m
- 広さとしては、20号(72.7cm×60.6～50.0cm)の作品で概ね12～18点程度の展示が可能。1作品の大きさとしては、最大100号(162.1cm×130.3～97.0cm)程度まで可能。
- 鑑賞可能な時間
平日8:30～17:15(県庁舎が開いている日時)
※休日は鑑賞できません。

(2) 18階展望ギャラリー

- 行政庁舎18階展望回廊壁面
ピクチャーレール：10.4m×2か所
1壁面あたり：長さ10.4m×高さ2.6m
 - 広さとしては、20号(72.7cm×60.6～50.0cm)の作品で概ね30点程度の展示が可能。1作品の大きさとしては、最大80号(145.5cm×112.1～89.4cm)程度まで可能。
 - 鑑賞可能な時間
平日8:30～17:15(県庁舎が開いている日時)
休日10:00～日没まで(県庁舎が休日開放される日時) ※日没が午後5時前の場合、午後5時まで
- ※ 県庁ギャラリーは通路の壁面を利用しています。万が一作品が破損した場合大変危険ですので、ガラスを使用して額装した作品は展示できません(アクリル板は可)。

3 作品展の募集について

県内市町村、文化施設、学校等、広く県民の皆さんに県庁ギャラリーでの作品展開催を呼びかけます。上半期分(4月～9月)、下半期分(10月～3月)に分けて募集し、県文化課で展示計画を決定します。

4 作品展開催の申込方法について

令和8年10月～令和9年3月までの間に県庁ギャラリーでの作品展開催を希望される方は、令和8年8月14日(金)までに県文化課へ「県庁ギャラリー展示申込書」「展示予定 作品一覧表」を提出してください。

○主なスケジュール

- 令和8年8月14日(金) 申込の締め切り
- 令和8年8月下旬に申込んだ方に個別に文書で選考結果を連絡します。
- 令和8年10月～令和9年3月の間
作品展開催が決まった方は、県文化課で指定した2週間～1か月の間作品を展示できます。

※ 県庁ホームページの「組織別」→「観光文化スポーツ部 文化課」→「県庁ギャラリー」から、申込書等入手できます。

5 展示作品の条件

- 新潟県内に住所を持つ団体または個人が制作したもの。
- 政治、宗教活動を目的としないこと。
- 物品販売等の営利目的でないこと。
- 公序良俗に反しないもの、社会通念上認められるもの。
- 県文化課が適当と認めたもの。

6 申込者の条件

- 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

7 展示料

無料。ただし、作品の搬出入及び展示作業に係る経費は展示者で負担願います。

8 展示について

- 作品の搬出入及び展示作業は、展示者の責任において行ってください(県文化課職員が立ち会いません)。
- 作品の搬入及び展示は、原則として作品展前日(ただし、土・日・祝日を除く)の午前9時から午後5時の間に行ってください。
- 展示前の作品のお預かりはできません。
- 事故防止のため、県文化課職員が展示方法の説明を行いますので、指示に従って作業を進めてください。

9 展示期間中

- 作品の汚損、盗難等についての責任は負いません。
- 上記5又は6の条件に合致しないと判明した場合は、期間中でも展示をお断りします。

10 展示終了後

- 作品の撤収は、原則として作品展最終日(ただし、土・日・祝日を除く)の午後1時から午後5時の間に行ってください。
- 撤収後の作品のお預かりはできません。
- 展示場の復元、整頓及び簡単な清掃を行ってください。